

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スーダン	食料生産基盤整備計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	食料生産基盤整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,045,000千円 H30.12.31まで	H24.10.7 ハルツームで (同日)	日本側 堀江良一在スーダン大使 スーダン側 アリー・・アブムード・モハメッド財務・国家経済大臣	H24.10.19 346号
スーダン	カッサラ市給水計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	カッサラ市給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,790,000千円 H28.12.31まで	H24.10.7 ハルツームで (同日)	日本側 堀江良一在スーダン大使 スーダン側 アリー・・アブムード・モハメッド財務・国家経済大臣	H24.10.19 347号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。